

## 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(通勤手当)</p> <p>第13条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道<u>2キロメートル</u>未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道<u>2キロメートル</u>未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道<u>2キロメートル</u>未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第13条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道<u>1.5キロメートル</u>未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道<u>1.5キロメートル</u>未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道<u>1.5キロメートル</u>未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して</p>

改正案	現 行
<p>規則で定める職員にあつては、その額から、その額規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道<u>2キロメートル以上5キロメートル未満</u>である職員にあつては2,000円、使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては4,100円、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあつては6,500円、使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあつては8,900円、使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあつては11,300円、使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあつては13,700円、使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあつては16,100円、使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあつては18,500円、使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあつては20,900円、使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあつては21,800円、使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあつては22,700円、使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあつては23,600円、使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあつては24,500円。ただし、この場合において、同乗若しくは便乗により通勤することを常例とする職員にあつては、この額に100分の50を乗じて得た額</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>規則で定める職員にあつては、その額から、その額規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道<u>1.5キロメートル以上5キロメートル未満</u>である職員にあつては2,000円、使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては4,100円、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあつては6,500円、使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあつては8,900円、使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあつては11,300円、使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあつては13,700円、使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあつては16,100円、使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあつては18,500円、使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあつては20,900円、使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあつては21,800円、使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあつては22,700円、使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあつては23,600円、使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあつては24,500円。ただし、この場合において、同乗若しくは便乗により通勤することを常例とする職員にあつては、この額に100分の50を乗じて得た額</p> <p>(3) (省略)</p>



改正案				現 行			
125		425,500					
126		426,100					
127		426,700					
128		427,300					
129		427,800					
再任用職員	(省略)		(省略)	再任用職員	(省略)	293,200	(省略)

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。  
別表第4（第6条関係）

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	(省略)	(省略)	1	(省略)
2			1	
3			1	
4			1	
5			1	
6			1	
7			1	
8			1	
9			1	
10			1	
11			1	
12			1	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。  
別表第4（第6条関係）

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	(省略)	(省略)	1	1	(省略)
2			1	1	
3			1	1	
4			1	1	
5			1	1	
6			2	2	
7			3	3	
8			4	4	
9			5	5	
10			6	6	
11			7	7	
12			8	8	

改正案					現 行				
13			<u>1</u>		13		<u>9</u>	<u>9</u>	
14			<u>2</u>		14		<u>10</u>	<u>10</u>	
15			<u>3</u>		15		<u>11</u>	<u>11</u>	
16			<u>4</u>		16		<u>12</u>	<u>12</u>	
17			<u>5</u>		17		<u>13</u>	<u>13</u>	
18			<u>6</u>		18		<u>14</u>	<u>14</u>	
19			<u>7</u>		19		<u>15</u>	<u>15</u>	
20			<u>8</u>		20		<u>16</u>	<u>16</u>	
21			<u>9</u>		21		<u>17</u>	<u>17</u>	
22			<u>10</u>		22		<u>18</u>	<u>18</u>	
23			<u>11</u>		23		<u>19</u>	<u>19</u>	
24			<u>12</u>		24		<u>20</u>	<u>20</u>	
25			<u>13</u>		25		<u>21</u>	<u>21</u>	
26			<u>14</u>		26		<u>22</u>	<u>22</u>	
27			<u>15</u>		27		<u>23</u>	<u>23</u>	
28			<u>16</u>		28		<u>24</u>	<u>24</u>	
29			<u>17</u>		29		<u>25</u>	<u>25</u>	
30			<u>18</u>		30		<u>26</u>	<u>26</u>	
31			<u>19</u>		31		<u>27</u>	<u>27</u>	
32			<u>20</u>		32		<u>28</u>	<u>28</u>	
33			<u>21</u>		33		<u>29</u>	<u>29</u>	
34			<u>22</u>		34		<u>30</u>	<u>30</u>	
35			<u>23</u>		35		<u>31</u>	<u>31</u>	
36			<u>24</u>		36		<u>32</u>	<u>32</u>	
37			<u>25</u>		37		<u>33</u>	<u>33</u>	

改正案					現 行				
38				<u>26</u>	38			<u>34</u>	<u>34</u>
39				<u>27</u>	39			<u>35</u>	<u>35</u>
40				<u>28</u>	40			<u>36</u>	<u>36</u>
41				<u>29</u>	41			<u>37</u>	<u>37</u>
42				<u>30</u>	42			<u>38</u>	<u>38</u>
43				<u>31</u>	43			<u>39</u>	<u>39</u>
44				<u>32</u>	44			<u>40</u>	<u>40</u>
45				<u>33</u>	45			<u>41</u>	<u>41</u>
46				<u>33</u>	46			<u>41</u>	<u>41</u>
47				<u>33</u>	47			<u>42</u>	<u>42</u>
48				<u>34</u>	48			<u>42</u>	<u>42</u>
49				<u>34</u>	49			<u>43</u>	<u>43</u>
50				<u>34</u>	50			<u>43</u>	<u>43</u>
51				<u>35</u>	51			<u>44</u>	<u>44</u>
52				<u>35</u>	52			<u>44</u>	<u>44</u>
53				<u>35</u>	53			<u>45</u>	<u>45</u>
54				<u>36</u>	54			<u>45</u>	<u>45</u>
55				<u>36</u>	55			<u>46</u>	<u>46</u>
56				<u>36</u>	56			<u>46</u>	<u>46</u>
57				<u>37</u>	57			<u>47</u>	<u>47</u>
58				<u>37</u>	58			<u>47</u>	<u>47</u>
59				<u>37</u>	59			<u>48</u>	<u>48</u>
60				<u>38</u>	60			<u>48</u>	<u>48</u>
61				<u>38</u>	61			<u>49</u>	<u>49</u>
62				<u>38</u>	62			<u>49</u>	<u>49</u>

改正案				現 行			
63			<u>39</u>	63		<u>50</u>	<u>50</u>
64			<u>39</u>	64		<u>50</u>	<u>50</u>
65			<u>39</u>	65		<u>51</u>	<u>51</u>
66			<u>40</u>	66		<u>51</u>	<u>51</u>
67			<u>40</u>	67		<u>52</u>	<u>52</u>
68			<u>40</u>	68		<u>52</u>	<u>52</u>
69			<u>41</u>	69		<u>53</u>	<u>53</u>
70			<u>41</u>	70		<u>54</u>	<u>54</u>
71			<u>42</u>	71		<u>55</u>	<u>55</u>
72			<u>42</u>	72		<u>56</u>	<u>56</u>
73			<u>43</u>	73		<u>57</u>	<u>57</u>
74			<u>43</u>	74		<u>57</u>	<u>57</u>
75			<u>44</u>	75		<u>58</u>	<u>58</u>
76			<u>44</u>	76		<u>58</u>	<u>58</u>
77			<u>45</u>	77		<u>59</u>	<u>59</u>
78			<u>45</u>	78		<u>59</u>	<u>59</u>
79			<u>45</u>	79		<u>60</u>	<u>60</u>
80			<u>46</u>	80		<u>60</u>	<u>60</u>
81			<u>46</u>	81		<u>61</u>	<u>61</u>
82			<u>46</u>	82		<u>62</u>	<u>61</u>
83			<u>47</u>	83		<u>63</u>	<u>62</u>
84			<u>47</u>	84		<u>64</u>	<u>62</u>
85			<u>47</u>	85		<u>65</u>	<u>63</u>
86			<u>48</u>	86		<u>65</u>	<u>63</u>
87			<u>48</u>	87		<u>66</u>	<u>64</u>

改正案					現 行				
88			<u>48</u>		88		<u>66</u>	<u>64</u>	
89			<u>49</u>		89		<u>67</u>	<u>65</u>	
90			<u>49</u>		90		<u>67</u>	<u>66</u>	
91			<u>49</u>		91		<u>68</u>	<u>67</u>	
92			<u>50</u>		92		<u>68</u>	<u>68</u>	
93			<u>50</u>		93		<u>69</u>	<u>69</u>	
94			<u>50</u>		94		<u>69</u>	<u>69</u>	
95			<u>51</u>		95		<u>70</u>	<u>70</u>	
96			<u>51</u>		96		<u>70</u>	<u>70</u>	
97			<u>51</u>		97		<u>71</u>	<u>71</u>	
98			<u>52</u>		98		<u>71</u>	<u>71</u>	
99			<u>52</u>		99		<u>72</u>	<u>72</u>	
100			<u>52</u>		100		<u>72</u>	<u>72</u>	
101			<u>53</u>		101		<u>73</u>	<u>73</u>	
102	<u>77</u>		<u>53</u>		102	<u>78</u>	<u>74</u>	<u>74</u>	
103	<u>78</u>		<u>53</u>	<u>45</u>	103	<u>79</u>	<u>75</u>	<u>75</u>	<u>46</u>
104	<u>78</u>		<u>54</u>	<u>45</u>	104	<u>80</u>	<u>76</u>	<u>76</u>	<u>46</u>
105	<u>79</u>		<u>54</u>	<u>46</u>	105	<u>81</u>	<u>77</u>	<u>77</u>	<u>47</u>
106	<u>79</u>		<u>54</u>	<u>46</u>	106	<u>82</u>	<u>78</u>	<u>77</u>	<u>47</u>
107	<u>80</u>		<u>55</u>	<u>46</u>	107	<u>83</u>	<u>79</u>	<u>78</u>	<u>48</u>
108			<u>55</u>	<u>46</u>	108		<u>80</u>	<u>78</u>	<u>48</u>
109			<u>55</u>	<u>47</u>	109		<u>81</u>	<u>79</u>	<u>49</u>
110			<u>56</u>	<u>47</u>	110		<u>82</u>	<u>79</u>	<u>49</u>
111			<u>56</u>	<u>47</u>	111		<u>83</u>	<u>80</u>	<u>50</u>
112			<u>56</u>	<u>47</u>	112		<u>84</u>	<u>80</u>	<u>50</u>

改正案						現 行					
113				<u>57</u>	<u>48</u>	113			<u>85</u>	<u>81</u>	<u>51</u>
114				<u>57</u>		114			<u>86</u>	<u>81</u>	
115				<u>57</u>		115			<u>87</u>	<u>82</u>	
116				<u>58</u>		116			<u>88</u>	<u>82</u>	
117				<u>58</u>		117			<u>89</u>	<u>83</u>	
118				<u>58</u>		118			<u>89</u>		
119				<u>59</u>		119			<u>90</u>		
120				<u>59</u>		120			<u>90</u>		
121				<u>59</u>							
122				<u>60</u>							
123				<u>60</u>							
124				<u>60</u>							
125				<u>61</u>							
126				<u>61</u>							
127				<u>61</u>							
128				<u>62</u>							
129				<u>62</u>							

芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(通勤手当)</p> <p>第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道<u>2キロメートル</u>未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道<u>2キロメートル</u>未満であるものを除く。）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道<u>1.5キロメートル</u>未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道<u>1.5キロメートル</u>未満であるものを除く。）</p>

芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(通勤手当)</p> <p>第8条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道<u>2キロメートル</u>未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道<u>2キロメートル</u>未満であるものを除く。）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第8条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道<u>1.5キロメートル</u>未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道<u>1.5キロメートル</u>未満であるものを除く。）</p>

芦屋市職員等の旅費に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案								現 行							
付 則								付 則							
1～4 (省略)								1～4 (省略)							
(職務の級の再編に伴う経過措置)								(職務の級の再編に伴う経過措置)							
5 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表中「1級から5級まで」とあるのは「1級から5級まで、 <u>特3級及び特4級</u> 」とする。								5 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表中「1級から6級まで」とあるのは「1級から6級まで <u>及び特5級</u> 」とする。							
別表第1 (第15条, 第16条, 第18条から第21条まで及び第23条関係)								別表第1 (第15条, 第16条, 第18条から第21条まで及び第23条関係)							
級別	職務区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	級別	職務区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
1級	市長及び副市長	普通運賃	1等運賃	円 37	円 3,500	円 15,000	円 3,500	1級	市長及び副市長	普通運賃	1等運賃	円 23	円 3,500	円 15,000	円 3,500
2級	1級から5級までの職務にある者	普通運賃	特別2等運賃	37	3,000	14,000	3,000	2級	1級から6級までの職務にある者	普通運賃	特別2等運賃	23	3,000	14,000	3,000

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案			現 行		
<p>附 則</p> <p>1～3 (省略)</p> <p><u>(職務の級の再編に伴う経過措置)</u></p> <p>4 <u>当分の間、別表技術技能手当の項の規定の適用については、同項第3号中「3級以下」とあるのは「3級以下及び芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年芦屋市条例第号）附則別表第2行政職給料表の特3級」とする。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p>			<p>附 則</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>別表（第2条関係）</p>		
種類	支給される職員の範囲	支給額	種類	支給される職員の範囲	支給額
(省略)			(省略)		
技術技能手当	職員のうち、建設現場等において作業、検査、監督等の業務に従事し、又は特殊な技術若しくは技能を必要とする業務に従事したもの	<p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 医療技術職、栄養職、看護職又は保健職の職員のうち、その職務の級が給与条例別表第1行政職給料表の3級以下の適用を受ける職員が、次に掲げる施設等に勤務し、業務に従事した場合</p> <p>ア 市立保育所 1日につき 240円</p> <p>イ 上宮川文化センター</p> <p>(ア) 深夜の勤務 1日につき420円(1勤務を1日とす</p>	技術技能手当	職員のうち、建設現場等において作業、検査、監督等の業務に従事し、又は特殊な技術若しくは技能を必要とする業務に従事したもの	<p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 医療技術職、栄養職、看護職又は保健職の職員のうち、その職務の級が給与条例別表第1行政職給料表の4級以下の適用を受ける職員が、次に掲げる施設等に勤務し、業務に従事した場合</p> <p>ア 市立保育所 1日につき 240円</p> <p>イ 上宮川文化センター</p> <p>(ア) 深夜の勤務 1日につき420円(1勤務を1日とす</p>

改正案			現 行		
		る。) (イ) その他の勤務 1日につき320円 ウ ア及びイ以外の施設等 1日につき160円			る。) (イ) その他の勤務 1日につき320円 ウ ア及びイ以外の施設等 1日につき160円
特殊事 務手当	1 (省略)	(省略)	特殊事 務手当	1 (省略)	(省略)
				2 保健福祉部の所管に係る 乳幼児保育の業務に従事し た職員	1日につき270円(午前7時10分か らの早朝保育業務に従事した場 合は、1日につき400円を加算す る。)
	2~5 (省略)	(省略)		3~6 (省略)	(省略)
(省略)			(省略)		
年末年 始等特 別勤務 手当	12月29日から翌年の1月3日ま での日又は任命権者が特に定 めた日において、特に必要が あって公務に従事した職員	(1) 12月29日から翌年の1月3 日までの間に宿日直業務に従 事した場合(任命権者が特に 定めた日に宿直業務に従事し た場合を含む。) 1日につき 5,000円 (2) 宿日直業務以外に従事し た場合 ア 12月29日から翌年の1月3 日までの間 1日につき 5,000円 イ アに定める日以外で、任 命権者が特に定めた日 1 日につき3,500円	年末年 始等特 別勤務 手当	12月29日から翌年の1月3日ま での日又は任命権者が特に定 めた日において、特に必要が あって公務に従事した職員	(1) 12月29日から翌年の1月3 日までの間に宿日直業務に従 事した場合(任命権者が特に 定めた日に宿直業務に従事し た場合を含む。) 1日につき 8,500円 (2) 宿日直業務以外に従事し た場合 ア 12月29日から翌年の1月3 日までの間 1日につき 6,500円 イ アに定める日以外で、任 命権者が特に定めた日 1 日につき4,500円